

被災農業者等の農業経営再建の資金に係る保険料率の特例措置導入に伴う業務方法書変更について

1. 趣旨

不慮の災害を受けやすい農業経営においては、被災農業者等に対する経営再建を図るための資金を円滑に融通するため、信用補完面での支援措置がより重要となるところである。このため、災害による被災農業者等に対する経営再建を図るための資金について、保険料率の特例措置を講じ、もって被災農業者等の農業経営を支援することとする。

2. 特例措置の適用災害（業務方法書別表1の注(10)として追加）

激甚災害法の規定により激甚災害指定された災害その他の災害であって、信用基金が必要と認められたもの（※）。

（※）被災農業者等に対する資金の円滑な融通等について国からの依頼に係る災害であって、次に掲げるもの。

- ① 激甚災害法の規定により激甚災害指定された災害
- ② 災害救助法が適用された災害
- ③ ①及び②以外の災害であって、相当な農業被害が生じていると認められる災害

3. 対象者

災害による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの。

4. 対象資金及び保険料率水準

(1) 対象資金

農業経営の再建に必要な資金とし、業務方法書別表1（農業信用保険業務の保険料率）の資金区分の農業関係資金（農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金）とする。

(2) 保険料率

災害特例料率については、中小企業信用保険制度を参酌し、通常保険料率の5割程度に引下げることとし、信用力が高い場合に適用している優遇料率（通常料率の5割程度）と同じ水準とする。

【参考：中小企業信用保険法施行令第2条第3項】

普通保険及び無担保保険 平均0.97%→0.41%（約6割引下げ）
特別小口保険 0.40%→0.19%（約5割引下げ）

5. 規定方法

業務方法書別表1（農業信用保険業務の保険料率）を変更。

保険種類	資金区分		保険料率	
				災害特例
保証 保険	特定 資金	農業経営改善資金	年0.08%（※）又は年0.22%	年0.08%
		農業経営維持資金	年0.22%（※）又は年0.34%	年0.22%
	農業施設資金		年0.18%（※）又は年0.32%	年0.18%
	農業運転資金		年0.16%（※）又は年0.30%	年0.16%
	農家経済安定施設資金		年0.13%	
	農家生活改善資金		年0.30%	
	農協保証債務		年0.22%	
融資 保険	特定 資金	農業経営改善資金	年0.33%	年0.12%
		農業経営維持資金	年0.51%	年0.33%
	特定資金以外の資金		年0.48%	

（※）農業者の直近3期分の決算書等を基に財務内容その他の経営状況を総合的に評価して、信用力が高い場合に適用。

6. 施行日・適用日

主務大臣の認可の日に施行し、4月14日（平成28年熊本地震発生日）から適用する。